

令和二年度九州大学大学院法学府

修士課程入学試験問題（春季）

憲法

下の問1・問2のうちどちらか1問を選択して解答せよ。

【注意】答案用紙の解答部分冒頭に、いずれの問題に対する解答であるかがわかるよう、適宜問題番号等を記載すること。

問1

Y県議会の本会議を傍聴しようとしたフリー・ジャーナリストのXは、重さ35kgのテレビ用撮影機材を持ち込もうと考えている。そこで、Y県議会事務局にその旨を伝えたところ、Y県議会の傍聴規則に「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音し、又は情報通信機器を使用してはならない。ただし、とくに議長の許可を得た場合は、この限りでない。」とあるため、議長の許可が必要であると言われ、許可申請を出したところ不許可処分となった。

そこでXは、そもそも傍聴規則の当該規定が憲法21条の表現の自由に反するのではないか（したがって議長による不許可処分はその根拠を欠くのではないか）と考え、この点について、九州大学大学院法学府で学ぶ気鋭の若手研究者であり、旧知の仲でもあるAに対し、その考えを尋ねてみることにした。

あなたがこのAであるとして、Xの質問に対しアドバイスを与えなさい。

問2

日本国憲法の司法権を「具体的争訟につき、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」と捉える見解につき、異なる立場からの批判も踏まえつつ、論評しなさい。